

秘

●この調査票の内容は、統計以外の目的例えば徴税などの資料には、絶対に使用いたしません。

指定統計  
第 37 号

昭和49年全国消費実態調査

総理府統計局

貯蓄・借入金・年間収入調査票  
(昭和49年11月30日現在)

普 単	市区町村番号	調査地区符号	調査番号番号
勤・一			

記入する欄にお記入ください。(別紙「調査票の書き方」も参照してください。)

- 世帯主及び専業主の分のみお記入します。使兩人など家族でない人の分は付きません。
- 貯蓄及び借入金は実計用だけでなく個人資産のための分も含めます。
- 金額は4桁5入して1万円単位で記入します。

〈貯蓄現在高について〉

■ お宅で49年11月末現在で貯蓄がありますか。ある場合は、次の貯蓄の種類ごとに貯蓄現在高を記入してください。また、勤労者貯蓄形貯蓄がある場合は、その分を「うち勤労者貯蓄形貯蓄現在高」へ再掲してください。

(49年11月末の貯蓄現在高) (うち勤労者貯蓄形貯蓄形貯蓄現在高)

(1)貯 蓄	定期・定期・積立貯蓄	千 百 十 万 円
	通算貯蓄・その他	
(2)銀行・信用金庫等 と市中の金融機関	定期預金・積立	千 百 十 万 円
	普通預金・その他	
(3)生命保険・簡易保険・積立年金 (加入してからの未払額)		
(4)貸付保証・金銭債権・債権(株票)		
(5)株式・投資信託(時価)		
(6)社内預金・その他の預貯金 (本欄を表裏的に 記入してください)		

〔注意事項〕 1)勤労者貯蓄形貯蓄とは、勤労者貯蓄形貯蓄法に基づき勤労者が住宅・土地の購入又は建築などの目的で材料から預引貯蓄しているものをいい、個人が単に貯蓄形貯蓄の目的で貯蓄しているものとは異なり、  
2)市中の金融機関には、相互銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁工組合中央金庫などを含まず。

〈借入金残高について〉

■ お宅では49年11月末現在で借入金がある家族・家族の未払残高がありますか。ある場合は、次の借入金の種類ごとに未払残高を記入してください。また、住宅・土地の購入、新築・増改築のための借入金がある場合は、その分を「うち住宅・土地のための借入金残高」へ再掲してください。

(49年11月末の借入金残高) (うち住宅・土地のための借入金残高)

(1)月賦販売店などの月賦・年 賦借入高	千 百 十 万 円
(2)郵便局・銀行・信用金庫・金融機関・信託会社 と勤め先の会社・親戚などからの借入金残高	千 百 十 万 円

〈住宅・土地について〉

■ お宅では住宅や土地を購入又は住宅を建築する計画がありますか。次のあてはまる番号に○をつけてください。

- 今後3年以内に購入・建築する。
- 3～5年以内に購入・建築する。
- 5年以上以内に購入・建築する。
- 特に計画はない。

■ お宅では過去に住宅や土地を買ったり、又は住宅を建築したことがありますか。次のあてはまる番号に○をつけてください。

- 過去5年以内に購入・建築した。
- 5～10年以内に購入・建築した。
- 10年以上前に購入・建築した。
- 購入・建築したことがない。

〈年間収入について〉

■ お宅の過去1年間の収入(税込み)は合計していただいたどのくらいになりますか。次の収入の種類ごとに金額を記入してください。なお、世帯主の分が家族の分がはっきりしないものは世帯主の方に記入してください。

	(世 帯 主)				(家 族)			
	千	百	十	万	千	百	十	万
(1)勤め先年間の収入								
(2)営業年間の利益	農林漁業 <sup>2)</sup>							
	農林漁業以外 <sup>2)</sup>							
(3)内職年間の利益 <sup>3)</sup>								
(4)その他の年間収益 <sup>4)</sup>								
(5)別荘年間家計消費時価 <sup>5)</sup>								

〔注意事項〕 1)米、野菜、果物、魚などの農林水産物の売上高から、農機具、肥・飼料、魚卵などの材料費、支払労賃、事業税、固定資産税などの経費を差し引いた利益を記入します。家計で消費した自家生産物はここに含む(別)に記入します。  
2)売上高から仕入高、原材料費、人件費、消耗品費、事業税、固定資産税などの経費を差し引いた利益を記入します。  
3)内職収入から、それに要した材料費を差し引いた利益を記入します。  
4)株式配当金、預貯金利息、恩給、年金、仕送り金、家賃収入などを記入します。  
5)米、野菜、魚などの自家生産物や店の商品を1年間に家計で消費した分の見積り額をいいます。

記入が済みしたらもう一度内容を見かためて、別にお持ちした別紙に記入欄の表、調査員にお渡しください。